

市町による富士山静岡空港利活用促進策

市町名-No.	吉田町-No. 1		
事業名	吉田町地域活性化大規模イベント事業補助金 「吉田カムカム補助金」		
事業期間	平成 22 年 4 月 1 日～	事業費	2,500 千円
事業目的	富士山静岡空港によってもたらされる多様な交流を町の活性化につなげるため、民間の団体又は企業が企画する大規模イベントの開催を補助する。		
事業概要	<p>町の活性化につながる大規模イベントを企画し、かつ、企画内容を達成した民間の団体又は企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>本補助金は、町内における大規模イベント開催を誘発し、町を活性化させることを主な目的としていることから、申請者が大規模イベントを開催しやすいようにイベント開催前に補助金の交付を受けられる点ができる点大きな特徴である。</p> <p>○大規模イベントとは？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町を宣伝する内容を含むイベントであること。 ・ 国、県等の補助又は委託を受けていないこと。 ・ 町外に対しても広く宣伝されるイベントであること。 など <p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね5万人以上の入場者等を達成した場合 100万円 ・ おおむね2万人以上5万人未満の入場者等を達成した場合 50万円 		
担当部署	企画課	担当者名	企画調整部門 辻祐輔
電話番号	0548-33-2135	F A X	0548-32-6121
E-mail	yoshida@mail.wbs.ne.jp		

吉田町地域活性化大規模イベント事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、富士山静岡空港によってもたらされる多様な交流を喚起し、町の活性化を図るため、町の宣伝につながる大規模イベントを企画し、かつ、企画内容を達成した民間の団体又は企業（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、吉田町補助金交付規則（昭和54年吉田町規則第8号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「大規模イベント」とは、団体等が町内において実施するイベントのうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 当該大規模イベントに係る会場入場者又は来町者（以下「入場者等」という。）の数がおおむね2万人以上となるイベントであること。
- (2) 町を宣伝する内容を含むイベントであること。
- (3) 事業費の全額が国、県又は町（以下「国等」という。）の委託金で補てんされるイベントでないこと。
- (4) 町外に対しても広く宣伝され、原則として誰もが入場者となる機会を得ることができイベントであること。
- (5) 伝統的催事に類するイベントでないこと。
- (6) 政治活動、思想普及又は反社会的活動を行うイベントでないこと。

2 この要綱において、「民間」とは、構成員に国等の機関を含まない組織をいう。

(補助金の名称)

第3条 この補助金の名称は、「吉田カムカム補助金」という。

(補助の対象及び補助金額)

第4条 補助の対象となる大規模イベント（以下「補助対象イベント」という。）及び補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) おおむね5万人以上の入場者等の数を見込むことができ、かつ、達成した大規模イベント 100万円
- (2) おおむね2万人以上5万人未満の入場者等の数を見込むことができ、かつ、達成した大規模イベント 50万円

2 前項の補助金の額は、補助対象イベントの総事業費を超えて支給することができないものとし、当該総事業費に1万円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、吉田カムカム補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、事業実施計画書（様式第2号）及び事業費内訳（様式第3号）その他必要な書類を添えて、補助対象イベント開催前に、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、補助対象イベントの内容を吉田カムカム補助金審査会（以下「審査会」という。）で審査し、吉田カムカム補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）をもって交付の可否を申請者に通知するものとする。

2 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

町長、副町長、教育長、総務課長、企画課長、産業課長

3 審査会は、町長が議長となり、過半数以上の委員の出席をもって審議を行うものとする。

4 審査会の庶務は、企画課において処理する。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条の決定通知を受理したときは、補助対象イベント開催前に請求書（様式第5号）を町長に提出し補助金を請求するものとする。ただし、申請者の都合により、事業完了後に補助金を請求することができるものとし、事業の開催期間が複数年度になる場合は、事業の完了をもって補助金を請求するものとする。

(変更の届出)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、吉田カムカム補助金実施計画変更等承認申請書（様式第6号。以下「変更等承認申請書」という。）に必要な書類を添えて、町長に提出し承認を得なければならない。

(1) 補助対象イベントを実施しなくなったとき。

(2) 町を宣伝する内容を変更するとき。

(3) 開催期間を変更するとき。

(4) 補助対象イベントの入場者等の数に増減があり、補助金額が変更となるとき。

(5) その他補助対象イベントの内容に重大な変更があるとき。

2 町長は、前項の規定による変更等承認申請書を受理したときは、審査会に諮り、吉田カムカム補助金実施計画変更等承認申請に係る決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の通知を行うことによって事前に交付された補助金を返還させる事由が生じた場合には、補助金返還命令書（様式第8号。以下「返還命令書」という。）により申請者に通知し、返還させなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助対象イベントが完了したときは、吉田カムカム補助金事業実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）に事業実施書（様式第10号）及び事業費内訳の決算書（様式第11号）その他必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された実施報告書を審査会に諮り、実施内容を審査するものとする。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書を適当と認めたときは、補助金の額を確定し、吉田カムカム補助金交付確定通知書(様式第12号)により申請者に通知しなければならない。

(検査)

第11条 町長は、必要に応じて職員をして実地につき検査させることができる。

(補助金の返還)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときには、審査会に諮り、交付した補助金の全部又は一部を返還命令書により返還させなければならない。

- (1) 補助対象イベントを実施しなかったとき。
- (2) 実績内容が、補助金交付の要件を欠くことになったとき。
- (3) 町を宣伝する内容が実施されなかったことを確認したとき。
- (4) 政治活動、思想普及活動又は反社会的活動を行ったことを確認したとき。
- (5) その他不正の行為があったとき。

2 申請者は、前項に規定する返還命令書を受領したときには、速やかに補助金を返還しなければならない。



(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

市町による富士山静岡空港利活用促進策

市町名-No.	吉田町-No. 2		
事業名	空港の玄関口からおめでとう！キャンペーン		
事業期間	平成 22 年 6 月 5 日	事業費	— 千円
事業目的	富士山静岡空港開港 1 周年を吉田公園来場者とともに祝うことにより、空港を身近に感じてもらい今後の利活用促進につなげることを目的としてキャンペーンを実施する。		
事業概要	<p>開港 1 周年を祝う寄せ書き作成及び記念品配布</p> <p>地元の吉田高校書道部の生徒に寄せ書きの中心にメッセージを書き、その周りに吉田公園の来場者が自由にメッセージを添えて、寄せ書きを完成させる。</p> <p>寄せ書きの協力者には町特産のかりんとう、空港缶バッジ及びウェットティッシュをプレゼントする。</p> <p>完成した寄せ書きは、静岡空港の吉田町PRブースにて展示し、空港来場者に対しても、開港 1 周年をPRする。</p>		
	 		
担当部署	企画課	担当者名	企画調整部門 辻祐輔
電話番号	0548-33-2135	F A X	0548-32-6121
E-mail	yoshida@mail.wbs.ne.jp		

市町による富士山静岡空港利活用促進策

市町名-No.	吉田町-No. 3		
事業名	平成 22 年度 吉田町空港対策協議会視察研修 【主催：吉田町空港対策協議会】		
事業期間	平成 22 年 10 月 2 日～ 10 月 3 日	事業費	1,075 千円
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の富士山静岡空港利用促進 ・ 空港利活用及び地域活性化策の調査研究 		
事業概要	<p>周辺自治体が空港の利活用による地域の活性化に積極的に取り組んでいる石川県の能登空港の視察を行うとともに、地域の取組等について地元の団体との意見交換・交流を行い、今後の富士山静岡空港の利活用及び地域活性化の方向性を模索する。</p> <p>また、地域住民の空港利用の促進を図るため、帰路において小松－静岡便を利用し、研修参加者が富士山静岡空港の利便性を体感する。</p>		
協議会との連携	富士山静岡空港利活用促進地域連携事業		120 千円
担当部署	企画課	担当者名	企画調整部門 辻祐輔
電話番号	0548-33-2135	F A X	0548-32-6121
E-mail	yoshida@mail.wbs.ne.jp		

市町による富士山静岡空港利活用促進策

市町名-No.	吉田町-No. 4		
事業名	静岡県榛南地区運送協力会 県外研修会 【主催：榛南地区運送協力会】		
事業期間	平成22年11月12日～14日	事業費	1,547千円
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の研修 ・ 販路の拡大 ・ 航空貨物取扱の調査研究 ・ 交流の促進 		
事業概要	<p>上記事業目的を達成するため、富士山静岡空港の就航先である熊本県及び隣県の佐賀県の企業視察、熊本輸送団地協同組合との会議・研修を行うとともに、航空貨物の利用状況等を把握し、当会における航空貨物の取扱の可能性を模索する。</p> <p>また、研修先との交流・情報交換を行うことで今後の交流を積極的に促進し、富士山静岡空港の利用促進に寄与する。</p>		
協議会との連携	富士山静岡空港利活用促進地域連携事業		200千円
担当部署	企画課	担当者名	企画調整部門 辻祐輔
電話番号	0548-33-2135	F A X	0548-32-6121
E-mail	yoshida@mail.wbs.ne.jp		

